

## ○電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈 新旧対照表

(次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>制定 20170323商局第3号</u> 平成29年3月31日 <u>改正 20210412保局第1号</u> <u>令和3年4月14日</u></p>	<p style="text-align: center;">20170323商局第3号 平成29年3月31日</p>
<p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>太田 雄彦</u></p>	<p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 <u>住田 孝之</u></p>
<p>1. 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第94条の3第1号に規定する「開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」及び同条 第2号に規定する「試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」の解釈は、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第94条の3第1号に規定する「開放、分解、非破壊検査その他<u>  </u>の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」及び同条 第2号に規定する「試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」<u>  </u>の解釈は、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>(略)</p>
<p>2. (略)</p> <p><u>附 則</u> 本解釈は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> 本解釈は、令和3年4月14日から施行する。</p>	<p>2. (略)</p>

改正後	改正前
<p>(別表2) 開放、分解による点検及び作動試験等の定期事業者検査の十分な方法の解釈 (風力設備)</p>	<p>(別表2) 開放、分解による点検及び作動試験等の定期事業者検査の十分な方法の解釈 (風力設備)</p>
<p>表 (略)</p>	<p>表 (略)</p>
<p><b>【検査実施上の前提】</b> ※1. 検査方法及び判定基準は、<u>一般社団法人日本風力発電協会発行「風力発電設備 ブレード点検および補修ガイドライン (JWPA G0001)」</u> (ただし、表の項目1～5に限る。)、<u>メーカーの技術資料等</u>に基づいて設定する。</p>	<p><b>【検査実施上の前提】</b> ※1. 検査方法及び判定基準は、<u>メーカーの技術資料等</u>に基づいて設定する。</p>